入札参加者 各位

福岡県県土整備部

**専任を要する主任技術者および現場代理人の兼務について**

このことについて、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

**Ⅰ．専任を要する主任技術者の兼務について**

４，５００万円以上の専任を要する主任技術者（※）について、下記の場合に兼務を認めることとします。（※監理技術者には適用されませんので御注意ください。）

記

１　密接な関連のある同一又は近接する箇所の工事

２　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※１）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※２）（いずれも県発注に限らない（※３））で、工事現場の相互の間隔が路程で１０ｋｍ程度の近接した２カ所の工事

（※１）県土整備事務所発注の県道舗装工事とＡ市発注の市道拡幅工事など。

（※２）例

・工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事

・工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事

・２つの現場の資材を一括で購入し、相互に工程調整を要する工事

・相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互の工程調整を要する工事

など

（※３）公共工事に限らず民間工事も対象となります（公共工事と同様、相手方発注者の承認が必要です）。

**注　意　事　項**

兼務を希望する場合は落札後すみやかに(契約前までに)別紙様式により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるので御注意ください。

この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

なお、建設業法改正に伴い、情報通信機器を活用する等の一定要件に合致する工事に関する兼務を希望する場合は、個別工事毎にご相談ください。

**Ⅱ．現場代理人の兼務について**

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。

記

以下の条件を満たす２件までの工事（県発注に限らない（※１））

①　工事現場の相互の間隔が路程で１０ｋｍ程度（※２）の近接した場所であること。

ただし、兼務する二件の工事現場が、それぞれ建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける主任技術者等（専任特例１号技術者）の配置が可能な工事現場の場合は、１日の勤務時間内で巡回可能であり、移動時間が概ね２時間以内であること。

②　兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと当事務所長が認めるものであること。

③　監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

④　担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。

⑤　一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

ただし、「経営業務の管理責任者」又は「営業所技術者 又は 特定営業所技術者」のいずれかに該当する場合は、現場代理人になることが出来ませんのでご注意ください。

（※１）相手方発注者の承認が必要です。

**注　意　事　項**

兼務を希望する場合は落札後すみやかに(契約前までに)別紙様式により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるので御注意ください。

この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

**Ⅲ．「経営業務の管理責任者」及び「営業所技術者 又は 特定営業所技術者」について**

「経営業務の管理責任者」及び「営業所技術者 又は 特定営業所技術者」であっても、下記のように条件を満たす場合は、非専任の主任技術者として兼務できます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 兼務資格現資格 | 専任の主任技術者 | 非専任の主任技術者 | 現場代理人 |
| 経営業務の管理責任者 | × | ○条件有※１ | × |
| 営業所技術者又は特定営業所技術者 | 〇条件有※２ | ○条件有※１ | × |
| 【条件有】※１　以下の条件をすべて満たすとき兼務を認める。○　兼務することが実際可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。○　当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。○　工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務に従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。※２　以下の条件をすべて満たすとき兼務を認める。○　営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。○　請負金額が１億円未満（建築一式工事は２億円未満）であること。○　営業所と工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその１日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から当該工事現場との間の移動距離がおおむね片道２時間以内であること。〇　下請け次数が３を超えていないこと。〇　当該建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有するものであること。〇　CCUS 等により、営業所技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。〇　人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場に備えおくこと。〇　営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。〇　兼務する工事の数は１件を超えないこと。 |

**注　意　事　項**

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるので御注意ください。

この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

なお、建設業法改正に伴い、情報通信機器を活用する等の一定要件に合致する工事に関する兼務を希望する場合は、個別工事毎にご相談ください。